

第189回 三重県都市計画審議会

議 事 録

平成30年12月27日

第 189 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 平成 30 年 12 月 27 日 (木)
2. 開会時間 午後 1 時 30 分
3. 閉会時間 午後 2 時 15 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール
5. 提出議案
 - ・第 1 7 8 4 号議案 桑名都市計画区域区分の変更
 - ・第 1 7 8 5 号議案 名張都市計画道路の変更
6. 出席委員の議席番号及び氏名
 - 1 番委員 仲林 真子 近畿大学教授
 - 2 番委員 村山 顕人 東京大学准教授
 - 3 番委員 松本 幸正 名城大学教授
 - 4 番委員 柳川 貴子 三重県建築士会
 - 5 番委員 浅野 潤熹 三重県農業会議会長
 - 6 番委員 松田 弘子 津商工会議所
 - 7 番委員 井上 かず子 三重県宅地建物取引業協会
 - 9 番委員 林 敬治 東海財務局津財務事務所長 (代理 加藤 篤史)
 - 10 番委員 勢田 昌功 中部地方整備局長 (代理 永田 耕之)
 - 11 番委員 幸田 淳 東海農政局長 (代理 大井 茂)
 - 13 番委員 石澤 龍彦 中部運輸局長 (代理 後藤 武夫)
 - 14 番委員 難波 健太 三重県警察本部長 (代理 西久保 陽)
 - 17 番委員 中瀬古 初美 三重県議会議員
 - 18 番委員 下野 幸助 三重県議会議員
 - 19 番委員 小島 智子 三重県議会議員
 - 20 番委員 服部 富男 三重県議会議員
 - 21 番委員 中嶋 年規 三重県議会議員
 - 22 番委員 今井 智広 三重県議会議員
 - 23 番委員 水谷 進 三重県市議会議長会会長 (鈴鹿市議会議長)
 - 24 番委員 寺本 清春 三重県町村議会議長会副会長 (川越町議会議長)

第189回三重県都市計画審議会

1 開会

○司会：都市政策担当 里次長

出席予定の委員の方々もお揃いになりましたので、ただ今から、第189回三重県都市計画審議会を始めます。

私は、本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策担当次長の里でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 あいさつ

<あいさつ>

○司会：都市政策担当 里次長

開会にあたり、県土整備部長の渡辺から、ごあいさつを申し上げます。

○県土整備部 渡辺部長

県土整備部長の渡辺でございます。委員の皆様には、年末のお忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。

さて、今年は、7月の西日本豪雨や台風21号など、また、大阪北部や北海道での地震など、各地で災害が多発したところがございます。三重県におきましても、国道166号などが一時通行止となり、迂回路を通っていただくなどご不便をおかけしたところであり、現在、鋭意復旧作業に努めているところがございます。

今年の災害を踏まえ、政府では、「防災減災国土強靱化のための3か年緊急対策」を実施するため、平成30年度二次補正と31年度当初予算案を閣議決定しており、三重県においても、しっかり防災減災対策に取り組んでいきたいと考えております。

また、今年度内には新名神高速道路県内区間が開通する予定であり、これにより、東名阪自動車道の渋滞緩和や、県内企業の生産性向上に大きく貢献するものと期待しているところがございます。

都市計画におきましても、適正な土地利用に向けた取組を進めていきたいと考えているところがございます。

本日の審議会につきましては、「桑名都市計画区域区分の変更」と「名張都市計画道路の変更」の2議案でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

<資料確認>

○司会：都市政策担当 里次長

それでは、本日の資料について確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。「事項書」1枚でございます。次に、青色A4サイズの「議案書」1冊でございます。これは、事前に配付、お配りをさせていただきました。次に、「第188回当審議会議案の手続き状況」が1枚でございます。次は、緑色の「参考資料」1冊でございます。最後、「当審議会委員・幹事名簿」1枚でございます。お手元にございませんでしたら、お教えいただければと思います。よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

○司会：都市政策担当 里次長

はい。ありがとうございます。

○司会：都市政策担当 里次長

<委員紹介>

それでは、続きまして、今回の審議会から新しくご就任いただきました委員の方をご紹介させていただきます。

「12番委員 中部経済産業局長 高橋 淳」様でございます。本日は欠席をさせていただきます。

委員のご紹介は、以上でございます。

3 議事前手続き

<議長選出>

○司会：都市政策担当 里次長

さて、松本会長には、三重県都市計画審議会条例第6条の規定により、議長席のほうへお願いしますとともに、これからの進行につきまして、よろしく願いいたします。

※ 松本会長、議長席に移動

○議長：松本会長

皆さん、こんにちは。

それでは、ただ今から、私のほうで進行を務めさせていただきたいと思っております。どうぞ協力をよろしくお願いいたします。

<議事録署名者の指名>

○議長：松本会長

本審議会の議事録署名者、まず2名をですね、私のほうから指名させていただきたいと思っております。

本日は、仲林委員と村山委員のお二人をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<出席委員報告>

○議長：松本会長

では、本日出席されています委員の人数につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策担当 里次長

はい。報告いたします。委員総数24名の中、委任状の提出をいただいております4名の代理出席を含めまして、19名の委員のご出席をいただいております。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

ただ今ご報告がございましたように、出席委員人数が総数の過半数を超えておりますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立とさせていただきます。

<会議の公開・非公開>

○議長：松本会長

議案の審議に入ります前に、まず審議の公開について、ご審議いただきたいと思っております。

三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では、非公開とできる場合を規定しておりますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しないため、公開したいと存じますが、よろしいでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

異議はございませんようですので、公開と決定させていただきます。

<傍聴者報告>

○議長：松本会長

それでは、本日の傍聴人につきまして、事務局からご報告願います。

○事務局：都市政策担当 里次長

はい。一般傍聴の方はお見えになっておりません。報道機関の方が1名、お見えになっております。以上でございます。

○議長：松本会長

はい。それでは、傍聴者に入場していただきますので、しばらくお待ちください。

※ 傍聴者が入場

○議長：松本会長

傍聴に際しまして、傍聴の方に注意事項をご説明申し上げます。

傍聴者の方におかれましては、お配りしています「傍聴要領」に従っていただきますようお願いいたします。

なお、この規定に違反した時は注意いたします。また、これに従わない時には退場していただく場合がございますので、ご了承願います。

4 議事

○議長：松本会長

それでは、審議に入りたいと思います。

本日ご審議いただきますのは、先ほどご紹介がありましたが、2つの議案がございます。その前に、報告事項がありましたか。

(1) 第 188 回都市計画審議会に関する報告

○議長：松本会長

審議に先立ちまして、前回の第 188 回都市計画審議会に関する報告がございますので、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

三重県都市計画課の冨増と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

では、事務局のほうから、前回の手続き状況についてご説明させていただきます。お手元がございます「第 188 回三重県都市計画審議会議案手続き状況」のほうをご覧ください。

8 月 1 日に開催いたしました第 188 回三重県都市計画審議会でございますが、3 件につきましてご審議をいただきました。

第 1781 号議案「四日市都市計画区域区分の変更」につきまして、中村地区及び四日市地区について、市街化区域に編入することをご確認いただきました。これにつきましては、9 月 11 日に告示されております。

次に、第 1782 号議案、「四日市都市計画臨港地区の変更」につきまして、四日市港内の公有水面埋立事業が竣功し、港湾施設として活用する区域を、臨港地区に指定することをご確認いただきました。これにつきましても、9 月 11 日に告示をいたしております。

続きまして、第 1783 号議案「菟野町内の産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして、前回の審議会におきまして、都市計画上支障がないことをご確認いただきました。これにつきましては、9 月 21 日に許可されている状況でございます。

以上でございます。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

前回ご審議いただきました内容につきまして、手続き状況ということでご説明いただきました。

何か、これに関しまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

※ 「特にないです」との声あり

(2) 第 1784 号議案「桑名都市計画区域区分の変更」

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

それでは、お手元の次第に従いまして、議案、先ほど申し上げましたように、2 議案ございますので、まず、第 1784 号議案「桑名都市計画区域区分の変更」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 枅屋課長

都市政策課長の枅屋でございます。

それでは、第 1784 号議案について、説明いたします。前方のスクリーンをご覧くださいと思います。

第 1784 号議案につきましては、「桑名都市計画区域区分の変更」でございます。桑名都市計画区域内の市街化調整区域を 1 箇所、市街化区域に編入することについて、ご審議いただくものでございます。今回の桑名都市計画区域区分の変更につきましては、桑名市多度町西部の市街化調整区域のうち、力尾地区にある桑名市多度力尾土地区画整理組合が造成した工業団地の区域、約 49.6ha を、市街化区域に編入するものでございます。位置についてですが、赤く点滅しております破線で、丸く表示されております所でございます。

変更の概要について申し上げます。多度力尾地区は、現在市街化調整区域となっておりますが、土地区画整理事業によりまして、計画的な面整備がされ、工業系土地利用が進展している地区として、区域区分の変更を行い、市街化区域へ編入するというものでございます。

次に、変更の具体的な内容について、説明を申し上げます。スクリーンは、多度力尾地区を拡大した図面で、スクリーンの右側が北側でございます。赤線で囲まれた部分が、市街化区域に編入する区域でございます。県が決定、策定いたしました桑名都市計画区域マスタープランにおきまして、市街化調整区域の土地利用方針として、「工業の増進等を目的とする一定規模以上の開発は、立地の確実性、周辺環境への影響等を勘案して、計画的に市街化を図る」とされております。特に、この地区につきましては、多度力尾土地区画整理事業地区等の面的整備が確実な段階で、「必要な施設を都市計画に定めるとともに、必要に応じて市街化区域に編入する」というふうに記述されております。また、桑名市の都市マスタープランにおきましても、土地利用計画として、当該地域とインターチェンジ周辺は生産物流地域に設定されておまして、進出意向のある事業者に対し、工業団地を整備して、立地を誘導するというふうにされております。この多度力尾地区は、計画的な面整備が実施され、工業系の土地利用が進んでいることから、これらの方針に合致しているものと考えられます。

それでは、多度力尾地区の現地写真をご覧ください。こちらは多度力尾地区の航空写真でございまして、平成 30 年 7 月 1 日時点のものでございます。それぞれ、今、出ましたけれども、白い丸の番号の 1 から矢印方向に撮影した現地写真を、順次お示しいたします。

まずは、①の地点から南方向に写した写真をご覧くださいと思います。こちらのほうは、県道四日市多度線でございます。道路の右前方に、順次建設中の工場となる工業団地が見えているかと思えます。

続きまして、②の地点から南方向に向かって写した写真をご覧ください。こちらの道路は、工業団地内の区画道路でございます。このように、道路整備はすでに完了しているという状況でございます。

続きまして、土地利用の状況が分かる写真として、4 枚ほど写真をご覧くださいと思います。

まず、③の地点から北方向に向かって写した写真をご覧ください。各事業者において、建物の建設等が進んでいることがお分かりいただけるかと思えます。

続きまして、④の地点から東方向を写した写真をご覧ください。こちらの写真では、建設中の工場の外、既に操業中の事業所などがあることがお分かりいただけるかと思えます。

続きまして、⑤の地点から北西方向を写した写真、それと、⑥の地点から北東方向を写した写真を、2 枚続けてご覧くださいと思います。まず⑤ですが、各事業者において工場等が順次建設されているという様子が分かるかと思えます。このように、

今回市街化区域に編入する部分は、道路整備や造成が完了しまして、工場が設置されております。このように、工業系の土地利用が進んでいることが分かると思います。

以上のことから、都市計画法第7条第2項により規定されている市街化区域の定義でございますが、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」に、該当するというふうに判断できると思います。

次に、人口フレームについて説明を申し上げます。桑名都市計画域内人口のうち、平成32年度の市街化区域内の人口は14万2千人というふうに推計されています。一方、現在の市街化区域の規模で収容が可能な人口としては、配分する人口のところに表記されている14万人でございます。その差、約2千人ということになりますが、こちらが市街化区域の拡大が可能な人口のフレームと言われるものでございます。居住系の土地利用のために市街化区域を拡大する場合、この保留分が必要になります。ただ、今回の変更では工業系の土地利用ということで、保留人口の変更はございません。

こちらは、本件都市計画に係る説明会の実施状況、縦覧結果及び桑名市長の意見についてのスライドでございます。桑名市の主催で地元の地権者、自治会等へ、説明、周知を行っています。特に、意見はなかったというふうに伺っております。縦覧につきましては、平成30年10月16日から10月30日までの間実施し、縦覧者1名、意見の提出はございませんでした。桑名市長からは、平成30年11月28日付けで本県知事あて、「異存のない旨」の回答がございました。

以上でスクリーンを用いた説明を終わらせていただきまして、引き続き、お手元の議案書の確認をいただきたいと思っております。

まず、議案書第1784号の1頁でございますが、本件変更に係る計画書でございます。次に、議案書第1784号の2頁が新旧対照表でございます。次に、議案書第1784号の3頁及び4頁が理由書でございます。次に、議案書第1784号の5頁が今回変更する位置図でございます。次に、議案書第1784号の6頁が区域の計画図でございます。以上、先ほどスクリーンで説明させていただいたものと同じ内容となっております。

第1784号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長：松本会長

はい。ご説明、ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案に関しまして、ご質問、ご意見等がございましたら、いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

どんなことでも構いませんが。

※ 挙手あり

○議長：松本会長

では、村山委員、お願いします。

○村山委員

2点ございますけれども、計画図で、赤線で市街化区域に編入する区域が示されているんですが、これは土地区画整理事業の事業区域と一致しているのでしょうか。これが1点です。

それから2点目は、この南側と言うか、ゴミ処理施設のようなものが立地していますが、これを市街化区域に含めないという理由を教えてくださいと思います。以上です。

※ 挙手あり

○議長：松本会長

はい。お願いいたします。

○事務局

はい。土地区画整理事業につきましては、今回編入する範囲よりも広い範囲で実施させていただいております。その範囲の中でですね、今回、工業専用地域として、現に都市的土地利用を図ろうとしている地区を編入させていただこうと思っております。その他にもですね、緑地の部分ですとか、農地の部分、そういった部分もございます。

それからですね、RDF（Refuse Derived Fuel：ごみ固形燃料）施設のところでございますが、こちらにつきましては、平成31年9月にRDFの発電事業というのは終わられる予定でございます。そして、その跡地につきましては、現在検討されている段階でございますので、まだそちらの土地利用というのは正式に決まっている状況ではございませんので、こちらの土地につきましては、まだ編入という要件を満たしているというふうに思っておりませんので、今回の範囲からは外してございます。

○村山委員

すいません。RDFの施設というのは、地図で言うと、どの辺なんでしょうか。皆さん、分かりにくいと思うので。

○事務局

今回のですね。これですね。すいません。今、緑で示させていただいている部分が、広域清掃組合の所有されているRDF化施設ということで、ゴミをRDFに、燃料にする施設が、今緑で示している範囲でございます。こちらの土地につきましては、今後、広域清掃組合のほうで、焼却施設と一体となって利用される予定でございますので、こちらについては、引き続きそのゴミ処理場として利用される予定でございます。その、さらに内側と言いますか、そちらのほうで、三重県のRDFの発電施設となってございまして、こちらにつきましては、先ほど言わせていただきました、事業を終了するということが予定されているところでございます。

○村山委員

さらに内側、一番左側の建物は何ですか。字が書かれている部分ですけど。

○事務局

こちら、清掃組合、桑名広域清掃組合のほうの施設となっていてございまして、今現在としましては、そこをですね、新たな焼却施設を作るために、今建設をされている状況です。

○村山委員

はい。いずれにしても、公共施設なんですね。

○事務局

はい。

○村山委員

承知しました。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

少し、私のほうから確認させてもらいたいんですが、基盤造成状況ということで、補足いただきたいと思いますが、道路、上下水道、それから、雨水排水ですかね、その整備状況ということで、補足いただけますでしょうか。

あるいは、今後ですかね。今回市街化編入することによって、どういう整備を進める予定なのか、そういったこともお願いします。

○事務局

スライドではなかった部分になるんですけども、力尾地区周辺なんですけども、ポンチ絵ということで、略式化した地図なんですけども、周辺道路を描かせていただいております。左のほうにあります力尾という所が、今回の地区でございまして。この力尾という所からですね、並走して南北方向にですね、県道四日市多度線というのがございまして。この力尾のすぐ南側の所には、大型車が走行していただくには少し支障がある区間がございまして、主にこの力尾のほうから出入りする車両につきましては、北側にございまして、県道御衣野北猪飼線、県道御衣野下野代線を介しまして、国道258号線に接続するルートで、4車線化された国道ですが、東名阪自動車道を利用していただく経路と考えてございまして。こちらの道路につきましては、既存道路を使用するというところで、今回、力尾地区から出入りする車両がですね、増えることも想定しまして、この道路の交通量調査に基づく混雑度という指標におきまして、この道路に及ぼす影響というのがですね、少ないということが確認しておりますので、道路を取り巻くインフラにつきましては、周辺に与える影響は少ないというふうに判断しております。

それから、この地区におけます雨水排水につきましては、調整池を設けさせていただいております。周辺に流れます河川がございまして、桑名市の、市の所管する河川、それからその先に、県が管理する河川がございまして、どちらにおきまして、河川管理者と協議をさせていただいておりますので、支障ないということを確認

させていただきました。

それから、上下水道でございますが、既にこの造成と合わせまして整備が進められております。また、下水道におきましても、流域下水道ではないんですが、個別処理ということで、それぞれ計画されております。以上です。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

上下水道、雨水については、しっかり整備していただいていることが分かりました。道路に関しましては、現状で支障がないというようなご判断だということで、それはそれで結構だと思います。ただし、こういう形ですね、いわゆる都市計画的に位置づけるのであれば、ここでの産業活動がもっともっと活発になるような環境の整備というのが大事だなと思っております。すぐと言うわけではありませんが、そういった産業活動を支えるためにも、必要な道路であれば是非整備を進めていただければ、という気がしております。

ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

議長ばかりで、申し訳ないですが、大丈夫ですか。少し私のほうから。

皆さん、お考えください。

色塗り（用途地域指定）はこれ、県決定じゃなくて、市決定だと思いますが、先ほどちらっと言われてましたが、ここは工業専用地域に色塗りがされるということですかね。

そうしますと、これ見ますと結構自然豊かな所なんですけど、どんな工場でも建ってしまうような状況ですけど、今予定されている工場と、将来的にはどんどん建ってしまうのですが、その辺が環境に及ぼす影響というのは大丈夫なんでしょうか。

○事務局

開発段階におきまして、環境影響評価ということで、法に基づきますアセスの条件であります開発規模としましては、75ha 以上ということになってございますが、今回は、土地区画整理事業の土地面積は73.56ha ということで、法に基づくアセスメントはしてございません。ただ、20ha 以上につきましては、県のほうの、三重県環境影響評価条例に基づくアセスメントが必要でございまして、こちらにつきましては、環境影響評価を実施させていただきまして、確認させていただいております。

○議長：松本会長

私が言いたいのは、工業専用なんで、この後、まず今回、どんな工場が立地する予定なのか、もし分かっていたら教えていただきたい。将来的には、どんなような工場でも建つんですけど、そのような、影響が大きいような工場が建つような場合は大丈夫でしょうかという話です。

例えば、地区計画。こういう地区を見たときに、地区計画でその辺を規制しておくというような考え方なんかもあるかと思うんですけど、その辺は必要ないですかね、

ということ。そこは市のほうで決めることかも知れませんが、ちょっと心配な面ということ。

○事務局

お答えさせていただきます。こちらのほうは、今ですね、物流系がメインでございまして、特にその空気を汚すような施設につきましては、今のところ入る予定にはなってございません。

○議長：松本会長

じゃあ、ポテンシャルとして、将来的にも物流系がメインになっていくだろうということ、いいですかね。

○事務局

はい。そういうことで結構かと思えます。

○議長：松本会長

はい。了解いたしました。

ちょっと今、気になったんですけど、75ha 近く、今回、74. いくつが整備だったんですが、今回、市街化編入が 50ha ですね。49. いくつ。20ha ぐらいの差。先ほどの説明ですと、緑地や農地と言われました。という理解で、よろしいですか。

○事務局

はい。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

では、もう一点だけ。ごめんなさい。

産業フレーム、ごめんなさい。人口フレームは、ここに人口が張付きませんので、そのまま 2 千人の保留人口が残りますので、これがこのまま都市計画区域のこの部分の変更、市街化の拡大につながるのだと思いますが、産業フレームという考え方、三重県の場合にはあるのかなのか、教えていただけますか。

○事務局

今の、現在のマスタープランにですね、工業（産業）フレームというのは、県としては設定しておりません。ただ、編入の段階ではですね、先ほど先生がおっしゃられたインフラの状況とかも含め、編入するかどうかをですね、フレームによる判断だけではなくて、規模の面とか、総合的に判断して編入することとしております。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

これは特に産業というのは、読みにくいところもありますよね。こう、いくら予測してもそのとおりに行かないということですので、その時その時に応じて条件に合っているかどうかで判断しているということですね。

ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

特に、ご質問ももうないようですし、それから、ご異論もなかったように思いますので、採決に移らせていただきたいと思います。

ただ今の議案に対しまして、原案どおり適切であると判断することについて、ご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

皆様方から、ご異議なしということで、ご賛同いただいておりますので、原案どおり適切であると判断したいと思います。そのように、三重県知事に答申させていただきます。

(3) 第 1785 号議案「名張都市計画道路の変更」

○議長：松本会長

続きまして、第 1785 号議案「名張都市計画道路の変更」につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 枅屋課長

それでは、第 1785 号議案「名張都市計画道路の変更」について、ご説明申し上げます。

この議案は、名張都市計画区域にある都市計画道路、国道 165 号線に係る都市計画決定事項の一部を変更するものでございます。内容といたしましては、名張市が実施しました都市計画道路の見直しにより、市の決定に係る都市計画道路、3 路線の計画を廃止することに伴い、この 3 路線と県の決定に係る国道 165 号線の交差に関する変更を行うものでございます。それでは、スクリーンを使って説明を申し上げますので、前方のスクリーンをご覧ください。

議案の説明に入ります前に、都市計画道路の見直しの概要についてご説明申し上げます。都市計画道路の見直しは、平成 19 年 3 月に県が策定いたしました「都市計画道路

見直しガイドライン」に基づきまして、20年以上の長期にわたり具体的な整備が進められていない都市計画道路を対象に、県及び各市町がその必要性等について見直す、というものでございます。都市計画道路は、戦後、高度経済成長や市街地の拡大、人口増加などを前提に計画してきたものが多くありまして、その機能について、人口減少期を迎えた現在の状況にそぐわなくなって来ているというものもございます。このため、都市計画道路については時代の変化に即した見直しを行うことが必要となっております。

名張市の見直しの状況等について申し上げます。画面右側の下のところですが、名張市の都市計画道路の整備状況を示しております。名張市の都市計画道路は、全部で21路線、総延長64.8kmございまして、そのうち、この円グラフにございますように、約62%が未整備若しくは暫定供用の状態となっております。この中では、昭和30年代に計画されたものの、未だ整備が進まない都市計画道路が残されているという状況にありますことから、名張市においても見直しに取り組まれたということでございます。

名張市は、都市計画道路の見直しの結果、8路線12区間について、廃止することを方針として決定しております。このうち、こちらにございますように、下川原柏原線、広坊中村線、及び結馬長屋池線、この3路線について、地域の合意形成等の諸調整が完了したことから、平成30年度中に廃止の手続きを行う予定ということになっております。本議案は、これら3路線が県の都市計画決定に係る国道165号線と交差するものでございますので、その交差箇所数の変更と、接続部の線形に係る変更を、議案としてお諮りするものでございます。

それでは、本議案に係る内容の説明に入らせていただきます。

スクリーンのほうでございますが、こちらは名張駅周辺の都市計画図でございます。上側が北方向、下側が南方向となっております。国道165号線は、名張市を東部から南西部に横断する、県管理の国道でございます。こちらの赤枠で囲まれた地域を通る道路でございます。名張市内を東西方向に横断している状況がお分かりいただけるかと思っております。

次に、都市計画の変更に係る項目とその理由を、先に説明申し上げます。変更する内容は、国道165号線の幹線道路との平面交差箇所数を13箇所から10箇所に減らすこと、及び幹線道路との平面交差部における区域の変更をすることでございます。変更する理由は、交差する都市計画道路が廃止されることに伴い、平面交差箇所数を減じ、接続予定であった箇所の道路線形を整えるということでございます。

それでは、図面を見ながら詳細な説明を申し上げたいと思っております。先ほど投影いたしました国道165号線の入った図面でございますが、今回の変更に係る箇所は、画面の図のうち、今赤の四角で囲まれている部分でございますので、少しこの部分を拡大してご覧いただきたいと思っております。画面上側に横断して走るオレンジ色の線が、国道165号線でございます。この国道165号線と並行するように走る北側の青い長い線、これが下川原柏原線でございます。中央の緑色の線が、広坊中村線でございます。そして、左側の赤色の線が、結馬長屋池線という路線名でございます。それぞれ、国道165号線に接続をしている状況がお分かりいただけるかと思っております。名張市においては、これら3路線を廃止いたしますので、国道165号線の交差箇所数が3箇所減ることになります。

次に、この3箇所の交差箇所の線形の変更について説明を申し上げたいと思っております。まず、青色の下川原柏原線でございますが、この路線は国道165号に、今赤丸で示した箇所で、こう斜めに交差する形で接続をしていますが、接続部の拡大図が示さ

れていますが、この黄緑色の三角形の部分が、拡幅してある部分なのですが、この部分が不要になりますので、この三角形の部分が不要ということでございますので、これを変更するというのが1つ。

次に、緑色の広坊中村線の交差でございますが、こちらの、今、出てきました赤丸のところでは交差をしておりますが、これも下のほうに出ております接続部の詳細図のとおり、三角形の形で示された黄緑色の部分について、省く部分が不要になるということ、これを除外いたします。

次に、左側の赤色の線、結馬長屋池線でございますが、こちらにつきましては、左の下のほうに出ておりますが、拡幅部分は、市の決定に係る結馬長屋池線側で拡幅する計画となっておりますので、県の国道165号の線形の変更はございません。

以上で、変更内容の説明を終わらせていただきます。

最後に、本件都市計画の変更に係る縦覧結果と、名張市のご意見について説明いたします。本件、縦覧につきましては、平成30年11月6日から11月20日までの間実施し、縦覧者なしでございました。意見書の提出もございませんでした。名張市長からは、11月30日付けで本県知事あて、「異存はない」旨の回答がございました。これで、スライドを用いた説明は終わらせていただきまして、議案書についてご確認をいただきたいと思っております。

まず、議案書1785の1頁が、本件変更に係る計画書でございます。次に、1785の2頁が新旧対照表でございます。次に、1785の3頁が理由書でございます。次に、1785の4頁が位置図でございます。次に、1785の5頁が、今回変更する区域の計画図でございます。最後に、議案書1785の6頁が参考図でございます。

以上で、第1785号議案「名張市都市計画道路の変更について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

それでは、ただ今の議案に対しまして、ご質問、ご意見等がございましたら、いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

箇所数が13箇所から10になったということと、接続部分の形が変わったということでございますが、よろしいですかね。

一応これも、審議会にかけて、皆様のご承認をいただかないといけないということですので、このような形で諮らせてもらっておりますが、都市計画決定というのはそれだけ重い物なのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

※ 挙手あり

○議長：松本会長

はい。では、村山委員、お願いします。

○村山委員

道路の変更については、別に異議はないんですが、都市計画道路の整備をやめるとい
うことで、そうすると、本来道路が整備されることを前提に指定されていた用途地域
のほうは、変えなくてよろしいのでしょうか。

○事務局

国道 165 号線につきましては、幅が計画としては、幅が 16m、2 車線で決定されて
おりまして、その部分についてはですね、今回変更しないということで、それを前提
に今の用途地域の指定はされています。

○村山委員

そうですか。分かりました。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

今回廃止されますのは、その下のブルー、図面で言うと、ブルーとグリーンと赤の
ところになりますので、幸いここには、色は塗っていないので。あえて言うなら、グ
リーンのほう、広坊中村線のところが、ここはちょうど境界の所にあるということ
で、この辺は、もしかしたら市のほうで見直しがあるかも知れません。これは分か
りませんが、はい。

はい。ということでございます。ありがとうございました。

その他、よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

はい。特にご異議、ございませんようですので、採決のほうに移りたいと思いま
すが、今回の第 1785 号議案ですが、原案が適切であると判断することでご異議ござい
ませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

それでは、第 1785 号議案は、原案が適切であると判断いたしまして、三重県知事に
原案どおり答申させていただきたいと思えます。

(4) その他

○議長：松本会長

最後に、次回審議会についての連絡を事務局からお願いいたします。

○事務局：都市計画課 富増課長補佐

どうも、ご審議、ありがとうございました。

予定議案のご説明に入ります前に、次回、第 190 回三重県都市計画審議会の開催時
期について説明させていただきます。例年でありますと、3 月に審議会を開催させてい

ただいておりますが、本日現在、3月に審議会にて提案する議案はございません。もし、開催するようなことになりましたら、委員の皆様方に改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今の、現在の予定でございますと、次回審議会は来年の7月、7月の下旬をですね、予定しております。内容につきましては、現在調整中でございますので、また、委員の皆様方に調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

ということで、今のところ、3月の予定、開催はないということでございますので。ただ、開催する場合は、できるだけ早くご連絡をいただくということになりますが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

皆様方のほうで、全体を通して何かございましたら。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

はい。どうもありがとうございました。

以上で、全ての審議を終わりました。

皆様方のご協力に感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しいたします。

○司会：都市政策担当 里次長

はい。ありがとうございました。

松本議長には、議事の進行、大変ありがとうございました。また、委員の皆様方には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

5 閉会

○司会：都市政策担当 里次長

これを持ちまして、第189回都市計画審議会を終了いたします。

お気を付けて、お帰りください。ありがとうございました。

(終)